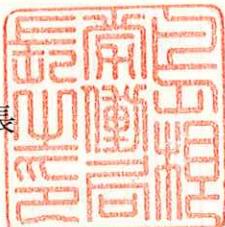




島労発基0616第3号
令和4年6月16日

一般社団法人島根労働基準協会 会長 殿

島根労働局長



労働災害防止の更なる徹底について（要請）

労働災害防止活動の推進にあたりましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る6月14日、島根県下において令和4年3件目の死亡労働災害が発生しました。いずれについても、地域を代表する大規模事業場において発生しています。また、死亡労働災害には至らなかったものの、重篤な災害も発生しているところです。

このような事態に鑑み、島根労働局並びに管下労働基準監督署においては、本日から全国安全週間最終日である7月7日までを重点取組期間として、労働災害防止指導を強化することといたしました。

職場の安全と健康の確保は、働く人々にとって幸福な家庭生活を営む上での大前提であり、働くことで生命が脅かされたりすることは本来あってはならないことです。

つきましては、貴職におかれましても、会員事業場に対して、下記事項を参考として更なる労働災害防止の徹底についてご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

- 1 「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づく総合的安全衛生管理の徹底。
- 2 事業場内の過去の労働災害事例、ヒヤリハット事例、同業他社の発生事例等を参考とした事業場内の危険個所、危険作業の洗い出し及び対策の実施。
- 3 事業場内のコミュニケーションの向上と併せ、ベテラン労働者等の熟練及び卓越した視点、新規入場者等の新鮮な視点など、事業場の英知を結集した安全衛生点検の実施。
- 4 過去に点検等を実施したことがない危険個所及び危険作業の洗い出しと対策の実施。
- 5 点検作業中等非定常作業時における危険個所及び危険作業の洗い出しと対策の実施。
- 6 長時間労働等労働時間管理の再チェックの実施。
- 7 労働安全衛生コンサルタントや中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンター等専門家による問題点の洗い出しや改善等の実施。